

## 小規模保育事業ひつじのおうち保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

### 1 事業運営主体

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 名 称   | 翔家ライフサービス株式会社               |
| 所在地   | 大阪市阿倍野区旭町 3-2-5 あべのシャルム 200 |
| 電話番号  | 06-6633-8515                |
| 代表者氏名 | 森田 佳代子                      |

### 2 事業所の概要

|        |  |
|--------|--|
| 施設の種類  | 小規模保育事業A型  |
| 施設の名称  | ひつじのおうち保育園   |
| 施設の所在地 | 大阪市阿倍野区旭町 3-2-5 あべのシャルム 200                        |
| 連絡先    | 電話番号 06-6648-0839<br>FAX 06-6633-8516              |
| 管理者    | 施設長 藤原 春菜  |
| 対象児童   | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童 |
| 認可定員   | 0歳児 2人 1歳児 8人<br>2歳児 9人                            |
| 利用定員   | 満1歳以上満3歳未満の児童 17人<br>満1歳未満の児童 2人                   |
| 開設年月日  | 平成28年4月1日  |
| 事業所番号  | 2710052002328                                      |

### 3 事業の目的・運営方針

ひつじのおうち保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

#### 4 当園における設備の概要

##### (1) 施設

|       |      |                   |
|-------|------|-------------------|
| 建物    | 構造   | 鉄筋コンクリート造2階建のうち2階 |
|       | 延べ面積 | 99.56㎡            |
| 屋外遊戯場 |      | 金塚ふれあい西公園 10168㎡  |

##### (2) 主な設備

| 設備         | 部屋数                         | 備考                  |
|------------|-----------------------------|---------------------|
| 乳児室又はほふく室  | 2室                          | 2組（満0歳児クラス・満1歳児クラス） |
| 保育室（又は遊戯室） | 1室                          | 1組（満2歳児クラス）         |
| その他        | 調理設備、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い、医務室 |                     |

#### 5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成30年4月1日）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

##### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

##### (2) 理念…私たちは、「素直・健康・感謝」の精神をモットーに

笑顔あふれる環境で、子ども達に寄り添い、抱きしめ、共に笑い子ども達の心が愛情でいっぱいになれる保育を目指します。

#### 6 職員の職種、員数及び職務の内容 2024年4月1日現在

| 職種  | 職務の内容                                      | 員数 | 常勤 | 非常勤 |
|-----|--|----|----|-----|
| 施設長 | 園務をつかさどり、所属職員を監督                           | 1  | 1  | 0   |
| 保育士 | 専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う | 11 | 5  | 6   |
| 調理員 | 給食、おやつを調理する                                | 1  | 1  | 0   |

##### <各職種の勤務体系>

| 職種  | 勤務体系                 |
|-----|----------------------|
| 施設長 | 正規の勤務時間帯（7:00～19:00） |
| 保育士 | 正規の勤務時間帯（7:00～19:00） |
| 調理員 | 正規の勤務時間帯（8:30～16:30） |

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び日曜日、祝日

その他、当園が定める家庭協力日は、休園となります。

## 8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

基本時間：午前7：00～午後6：00

延長時間：午後6：00～午後7：00

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

基本時間：午前9：00～午後5：00

延長時間：午前7：00～午前9：00、午後5：00～午後6：00

※実際に保育を提供する日および保育必要 時間は、就労時間と通勤時間を勘定し、当園との協議のうえで保護者ごとに決定します。

※時間外保育（延長時間）の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

※土曜日保育を希望する際には、毎週木曜日までに職員への申告が必要です。申告が無ければ、対応が出来ませんのでご注意ください。

## 9 時間外保育に係る利用者負担

◎ 時間外保育（延長時間）…15分 150円

・標準時間認定…18：00～19：00

・短時間認定…7：00～9：00・17：00～18：00

（例）標準時間認定で、18：16の場合は30分の区切りとなり、延長料金は300円です。

※月末締めで保育料と一緒に支払いただきます。

## 10 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

### (1) 食事の提供方法

自園調理

### (2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

以下の時間帯に食事の提供を行います。

|     | 午前間食   | 昼食          | 午後間食    |
|-----|--------|-------------|---------|
| 全園児 | 9時40分頃 | 11時～11時20分頃 | 15時10分頃 |

時間は、活動内容によって前後する場合があります。

※ いかなる理由であっても、登園時間が11：30以降の場合は給食の提供はできません。

- ・ 献立表は毎月別途お知らせします。

### (3) アレルギー対応状況

医師によるアレルギー意見書に沿って対応

除去食及び代替食に、可能な限り対応

食物アレルギー対応マニュアル有

## 11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行います。

## 12 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

### (1) 連携内容

- ・保育の内容に関する支援
- ・必要に応じて代替保育を提供
- ・当園における保育の提供終了後の継続的な受入れ

### (2) 連携施設

- ・大阪キリスト教短期大学付属 幼稚園型 認定こども園 聖愛幼稚園

|      |   |
|------|---|
| 運営主体 | 学校法人 大阪キリスト教学院  |
| 所在地  | 大阪市阿倍野区丸山通 1-3-61   |
| 連携内容 | ・保育の内容に関する支援<br>・必要に応じて代替保育を提供<br>・当園における保育の提供終了後の継続的な受入れ |
| 電話番号 | 06-6651-8039  |

- 当園における保育の提供終了後、4名(1号認定)の受入れ

- ・むつみこども園

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 運営主体 | 学校法人 睦美学園               |
| 所在地  | 大阪市阿倍野区阪南町 3-22-8       |
| 連携内容 | ・当園における保育の提供終了後の継続的な受入れ |
| 電話番号 | 06-6624-0557            |

- 当園における保育の提供終了後、4名の受入れ

- ・金塚幼稚園

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 運営主体 | 学校法人 金塚学園 認定こども園        |
| 所在地  | 大阪市阿倍野区旭町 1-4-46        |
| 連携内容 | ・当園における保育の提供終了後の継続的な受入れ |
| 電話番号 | 06-6641-0598            |

- 当園における保育の提供終了後、1名の受入れ

※卒園後、連携施設以外の保育園への入園を希望される場合は、再度お住まいの市町村への利用申込が必要となります。市町村の利用調整の結果、御希望の保育園に入園できない場合もありますので御了承下さい。

### 13 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園に指定口座より自動引き落としにて、お支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。  
月末締めで翌月27日に自動引き落としにてお支払いいただきます。

### 14 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費徴収分）

| 項目（内容、負担を求める理由及び目的）   | 金額         |
|-----------------------|------------|
| 月刊絵本代                 | 月額 390 円   |
| 印刷費（連絡帳、配布物等）         | 月額 110 円   |
| 年間行事費（各行事で使用）         | 年額 4000 円  |
| 園帽子                   | 1 個 2400 円 |
| 連絡帳ファイル               | 1 冊 300 円  |
| 保護者名札                 | 1 個 110 円  |
| 自由画帳                  | 1 冊 310 円  |
| 写真購入費（スタジオアリス）        | 90 円～500 円 |
| 保険費（独立法人日本スポーツ振興センター） | 年額 315 円   |

## 15 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

## 16 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 17 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科

|           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| 医療機関の名称   | 医療法人医修会 秋田医院                  |
| 医院長名又は医師名 | 松木 智子                         |
| 所在地       | 大阪市阿倍野区阿倍野筋 3-12-2 あべのクオレ110号 |
| 電話番号      | 06-6633-9413                  |

### (2) 歯科

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 医療機関の名称   | 西村歯科医院            |
| 医院長名又は医師名 | 西村 耕一             |
| 所在地       | 大阪市阿倍野区阪南町 3-6-19 |
| 電話番号      | 06-6629-0418      |

## 18 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

当園では、37.5℃以上の発熱時、下痢嘔吐や体調不良の場合にはお迎えをお願いします。連絡後、長時間お迎えに来られない間に、体調に変化が起きた場合は責任を負いかねません。

## 19 非常災害時の対策

|         |   |
|---------|---|
| 非常時の対応  | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。   |
| 防災設備    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知設備 有</li> <li>・非常警報器具・設備 無</li> <li>・スプリンクラー 無</li> <li>・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理</li> <li>・消火器 有</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・避難器具 有</li> <li>有</li> </ul> |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。   |

## 20 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルに従い、子どもの人権を尊重した保育を行います。

## 21 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|                   |  |
|-------------------|--|
| 当園<br>ご利用<br>相談窓口 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 保育士 田中 佳子</li> <li>・ご利用時間 9:00～ 18:00</li> <li>・電話番号 06-6648-0839</li> <li>F A X 06-6648-0839</li> </ul> <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p> |
| 第三者委員             | <p>社会福祉法人若竹福祉会 若竹保育園 元園長<br/>大阪芸術大学短期大学部 保育学科 元特任教授<br/>森田 晃子</p> <p>電話番号 072-993-5557</p>   |

※ 当園では、上記のほか、要望・苦情等については随時承ります。



## 22 利用者に対するの保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

|       |  |
|-------|--|
| 保険の種類 | あいおいニッセイ同和損保   |
| 保険の内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対人 1名…1億円/1事故…10億円</li> <li>・対物 1事故…1000万円</li> <li>・管理財物 1事故…200万円</li> <li>・使用不能 1事故…3000万円</li> <li>・人格権侵害 1000万円</li> <li>・経済的損害 1事故 100万円</li> <li>・事故対応費用 1事故 1000万円</li> <li>・対人見舞費用 死亡…10万円 後遺障害…0.4～10万円<br/>入院…1～5万円<br/>治療…0.5～3万円</li> </ul> |

|       |   |
|-------|---|
| 保険の種類 | 独立法人日本スポーツ振興センター  |
| 保険の内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・負傷 5000円以上</li> <li>・医療費 費用の額 4/10</li> <li>・障害見舞金 3770万円～82万円(通学中は半額)</li> <li>・死亡見舞金 2800万円～1400万円(事例による)</li> </ul> <p>◎通学中は半額</p> |

## 23 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

未実施 検討中

24 子ども・子育て支援法第 51 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 57 条第 2 項若しくは第 4 項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）なし

25 当園におけるその他の留意事項

|                |   |
|----------------|---|
| 喫煙             | 当園の敷地内はすべて禁煙です。                                   |
| 宗教活動、政治活動、営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |

- (1) 送迎は、基本的に保護者が行ってください。保護者以外の方が来られる場合には事前に保護者から保育園に連絡をお願いします。  
※送迎時には、保護者名札が必要です。
- (2) 自動車での送迎は、お控え下さい。やむを得ない場合は、当施設の近隣住民に迷惑がかからないよう交通ルールを遵守することをお願いします。
- (3) 保育の必要時間は、個別に面談を行い、支給認定の範囲内で就労等の状況を確認します。

26 園児の利用状況(各年度5月1日現在)

|     | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 0歳児 | 5名     | 3名     | 1名     |
| 1歳児 | 6名     | 8名     | 8名     |
| 2歳児 | 8名     | 8名     | 8名     |